

ひとりで悩まないで
あなたの気持ちを届けてください。

※令和8(2026)年7月 1日から市役所での窓口・電話相談対応業務時間が 9:00～17:00に変わります。

■人権問題全般
差別、いじめ、人権侵害、虐待、セクシュアルハラスメントなど

相談場所	電話番号	相談日時	QRコード
「ふらっと」人権センター 要予約	072-781-6006	第2土曜 祝日除く	13:00～ 16:00
市民相談課 要当日予約	072-784-8011	第3木曜 祝・休日除く	13:00～ 16:00

■子どもに関する人権問題
いじめ、SNS等、児童虐待、不登校、貧困、子育てに関する事など

相談場所	電話番号	相談日時	QRコード
こども福祉課 (家庭児童相談グループ) 対象:18歳未満の子ども	072-780-3518	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30
少年愛護センター 阪神北少年サポートセンター(併置)	072-770-8742 072-784-7820	月～金 祝・休日 年末年始除く	10:00～ 17:00 利用案内を 確認ください
いたみすすく子育てナビ (子育てに関する各種相談窓口)	曜日・時間・場所は、相談内容に準ずる ※連絡先はホームページ内に掲載。		
伊丹っ子SOS相談室	072-780-4493	月～金	9:00～ 17:30

■障がい者に関する人権問題
総合的な相談、就労相談に関する事など

相談場所	電話番号	相談日時	QRコード
障害福祉課	072-784-8032	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30
アイ愛センター (市立障害者福祉センター)	072-772-0221	火～土 日・祝日 月・年末年始 祝日の翌日除く	9:00～ 17:30 9:00～ 17:30
地域生活支援センター (いたみいききプラザ内)	072-787-6798	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30

そうばん
相談できる場所があります。

■女性に関する人権問題
DV、女性のなやみ、セクシュアルハラスメントなど

相談場所	電話番号	相談日時	QRコード
ここいろ 市立男女共同参画センター ※一時保育有 要予約	072-781-5516	曜日・時間は、相談内容に準ずる ※詳しくはホームページをご覧ください。	
配偶者暴力相談 支援センター (DV相談室)	072-780-4327	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30

■高齢者に関する人権問題
生活上の問題、高齢者虐待、成年後見制度に関する事など

相談場所	電話番号	相談日時	QRコード
地域・高年福祉課	072-784-8099	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30
地域包括支援センター (いたみいききプラザ内)	072-787-6797	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:30



■外国人の人権問題
がいこくじんの そうだんが できるところ

そうだん するところ	でんわ	やすみとじかん	QR
どうわ じんけん へいわか 同和・人権・平和課 テレビ だんわ の通訳機 などがあひます。	072-784-8148	しやくしよが やすみのとき はのぞく。	9:00～ 17:30

法務省	電話番号	相談日時	QRコード
みんなの人権110番 子どもの人権110番 女性の人権ホットライン	0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810	月～金 祝・休日 年末年始除く	9:00～ 17:15

伊丹市

市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課
TEL:072-784-8077 / FAX:072-780-3519

4市107-1-042A3



どうして基本方針の見直しをしたの？

本市では、平成13(2001)年から平成22(2010)年までの「人権教育のための国連10年伊丹市行動計画」の成果や課題等を踏まえ、平成22(2010)年10月に「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定し、人権教育・啓発を推進してきました。

しかしながら、この10年ほどの間の社会状況の変化は著しく、インターネット上の人権侵害や性の多様性に関する問題、さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により浮彫になった様々な偏見・差別やジェンダー不平等、子どもの貧困や教育の問題などが顕在化し、人権問題もより一層、複雑多様なものとなっています。

これらの状況変化と市民意識の変化を踏まえ、本市の人権尊重のまちづくりをより一層進めるため、基本方針を見直すことにしました。

どこが変わったの？

新方針では、新たに基本理念を掲げ、人権教育・啓発の基本的視点、人権教育・啓発の基本的な方策に加え、新たに人権擁護に関する基本的な方策を明示しました。

基本理念

- 人権は、一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認・性的指向等の違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指します。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題です。そのことを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、全ての市民で次の世代に引き継いでいくことを目指します。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進します。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させます。

人権教育・啓発の基本視点

- (1) 偏見や差別に気づき、態度や言動に表せるための学びの促進
- (2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進
- (3) 複合的人権課題への認識
- (4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進
- (5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成
- (6) 当事者のニーズと主体性の尊重
- (7) 市民の自主性の尊重と行政の中立性の確保



人権教育・啓発の基本的な方策

①多様な市民に届く教育・啓発の推進

②子どもへの人権教育の推進

③人権擁護につながる人権教育・啓発の推進

④職員の人権意識・知識の更なる向上

⑤人権教育・啓発の正しい知識の更新



推進体制

【本方針の進捗管理】

施策の進捗管理については、本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に照らし、各人権課題に関する教育・啓発及び擁護の進捗状況を毎年度取りまとめ、各人権課題に係る当事者・関係者からの意見を聴取する場の活用等により評価を行い、よりよい事業へとつなげます。

【全庁的な推進体制】

本市における人権教育・啓発の着実な推進のために、伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で本方針の推進に取り組みます。

【関係機関、市民等との連携、協働】

市は、関係機関等、関係団体等との連携により、啓発や研修、相談事業等の効果的な推進を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策への市民の参画・協働の推進に努めます。また、社会を構成する一員として人権尊重のまちの実現に向け行われる、市民や事業者等の主体的な活動や学習の支援に努めます。

身近な人権問題の現状と課題

市民や職員一人ひとりが、人権意識を高め、気づきを行動に移して、現実の人権問題の解決や人権擁護につなげるには、「法の下での平等」や「個人の尊重」などの人権尊重に係る普遍的な視点だけでなく、人権問題を地域社会の中での具体的な問題として捉える視点が必要です。

そのため、人権教育・啓発においては、普遍的な視点とともに、身近な人権課題への視点を養成します。また、その現実的な解決のため、各課題の施策に関わる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取組も踏まえ、人権擁護を更に推進します。

女性の人権

固定的な性別役割分担意識の存在、男女間の経済格差、パートナーなどからの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメント、さらに貧困、ひとり親、孤立等の複合的な問題も増えています。

様々な困難を抱える女性や複合的な課題を抱える女性に対する経済的・社会的自立への支援や、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

子どもの人権

子どもは権利を行使する主体であるという認識が社会全体に十分には浸透していないため、子どもの権利についての理解促進と、社会全体で子どもの権利を守る取組を進める必要があります。また、いじめや児童虐待のほか、貧困、引きこもりなど、様々な問題があります。

様々な困難を抱える子どもたちに対する、市民の理解の促進や、教育の機会の確保や心理的ケアなどの支援施策の充実、子どもの困難の原因となる子育て家庭への支援の充実が引き続き必要です。

高齢者の人権

高齢化の進行に伴い、一人暮らし、高齢者夫婦のみの世帯の増加、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者が増加しています。

また、介護者による虐待、介護放棄などの問題が生じています。高齢者の人権が守られ、住み慣れた地域から孤立することなく自立し、安心して生活していくことができるよう教育・啓発及び支援体制が必要です。

障がいのある人の人権

障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が社会的に見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在しています。

障害者差別解消法の趣旨である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供など、障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消に向けた啓発を進める必要があります。

同和問題（部落差別）

わが国固有の重大な人権侵害は今もなお残っています。部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別解消推進法の周知を図るとともに、市民が同和問題に対する正しい認識を持ち、それが自らの態度や行動に現れるよう、更なる人権教育・啓発の推進や、引き続き、市職員・教職員の人権意識・知識を向上するための、工夫した研修が必要です。

人権擁護に関する基本的な方策

①市民に身近な人権相談へ

②複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ

③居場所づくりと人権相談との連携の促進

④相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

外国人の人権

韓国・朝鮮籍の方々をはじめとする歴史的経緯を持つ人々については、今なお残る民族的な偏見や差別の解消に向けた継続的な取組が必要です。一方、近年、多様な国や地域の外国人が増加する中、言葉や、文化、生活習慣、価値観の違いなどから、偏見・差別が生じたり外国人が孤立することがあります。また、多文化共生の意識づくりや外国人が安心して相談できる支援体制の充実、外国人が孤立しないための、市民や地域とのつながりの促進等が必要です。

インターネットによる人権侵害

SNS、動画サイトを利用したいじめやハラスメント、差別書き込みの深刻化、同和問題に関して差別を助長する書き込みが生じています。市民一人ひとりが、個人のプライバシーに関する正しい理解の下に人権意識をもってインターネットを利用するよう、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた教育・啓発を推進することが必要です。

性的指向・性自認に関する人権侵害

性的マイノリティの人達は、性の多様性に関する周囲の理解が十分とは言えないため、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けることがあります。性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるための更なる啓発が必要です。また、児童生徒や教職員の性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、児童生徒等が相談しやすい環境を整えることやその心情等に配慮した対応が必要です。

感染症に関する人権侵害

新型コロナウイルス感染症の拡大により、誤った情報で社会不安を増長し、感染者や医療従事者、その家族等に不当な人権侵害が生じました。引き続き、正しい知識の普及啓発を実施するとともに、将来、新型インフルエンザ等の新感染症や再興感染症が発生した際に、これらの経験を踏まえ適切に対応できるよう、効果的な啓発・教育、行政の対応のあり方を検討して行く必要があります。

その他の様々な人権

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレスの人々など、様々な人権に係る課題があります。今後も、市民への様々な人権課題の存在に関する継続的な周知啓発や新たに生じる人権課題への行政としての基本的な役割を検討していく必要があります。